

精神障がい者の方への割引制度導入について

新京成電鉄では、2024年6月1日(土)より、精神障がい者の方を対象とした割引制度を導入します。

記

1. 導入日

2024年6月1日(土)

2. 対象者

各自治体で発行する「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちのご本人とその介護者

※今後、各自治体で精神障害者保健福祉手帳に旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄を設け、第1種または第2種の別が表記される予定です。

3. 対象券種・割引率

対象者	対象券種	割引率
①精神障害者保健福祉手帳(1~3級)をお持ちのご本人	普通乗車券(きっぷ)	5割
②精神障害者保健福祉手帳(1~3級)をお持ちのご本人とその介護者		

※ICカード乗車券(PASMOなど)、回数乗車券および定期乗車券は割引対象外となります。

4. ご利用方法

- 券売機にある「よびだしボタン」を押していただき、係員に「精神障害者保健福祉手帳」(コピー不可)をご呈示ください。乗車券の発売をいたします。
※介護者が乗車券を購入される場合、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と「同時」に購入をお願いします。
- 介護者が割引の対象となるのは、精神障がい者本人と同種類、同区間、同有効期間の乗車券を同時購入し、同一列車に乗車する場合があります。
- 「精神障害者保健福祉手帳」は必ず携帯し、係員からの請求があった場合はご呈示ください。

5. お問い合わせ先

お客さま案内番号 047-389-1249 (平日の9時~12時・13時~17時30分)

以上

